

福井市・岐阜市・奈良市 社会福祉協議会 災害時等における相互支援に関する協定を締結しました

令和4年2月28日、オンラインにて、社会福祉法人福井市社会福祉協議会と社会福祉法人奈良市社会福祉協議会と本会が「福井市・岐阜市・奈良市 社会福祉協議会 災害時等における相互支援に関する協定」を締結しました。

この協定は、協定社会福祉協議会(以下、社協)の地域内において災害が発生し、被災地社協が単独では十分な災害救援活動が実施できない場合に、協定社協間の職員の派遣や救援資機材の提供などについて定めています。

災害時に被災者を支援するための活動拠点となる、災害ボランティアセンター(※)を設置・運営するには、スタッフの確保や災害ボランティアの募集、地域への情報伝達、物資の調達などへの対応が早急に求められます。

そこで、被災地社協以外からの人的物的応援が必要となることが予測されることから、災害時の混乱の中でも迅速に対応できる相互支援の体制を整備するため、同時に被災する可能性が低く、同規模(中核市)である三市間で協定を締結しました。

災害ボランティアセンターの設置・運営や、早期の復旧・復興、防災啓発活動に取り組むために、より一層市民のみならず、市社協、関係機関などが協力できる体制づくりに努めてまいりますので、今後とも皆様のご協力を何卒よろしくお願いいたします。

※ 災害ボランティアセンター(VC)とは

災害VCは、災害時に設置される被災者を支援するための活動拠点です。

災害が発生した場合において、その被害の状況により災害ボランティア活動が必要と認められるときは、岐阜市地域防災計画に基づき岐阜市と協議の上、岐阜市社会福祉協議会が災害VCを設置します。

被災地でのボランティア活動を円滑に実施するため、ボランティアを必要とする人と、ボランティアをしたい人の想いをつなぐ場所です。



協定を締結した岐阜市社協 神田定夫会長(右上)と福井市社協 吉田敏真会長(左上)と奈良市社協 福井重忠会長(下)